



お知らせ

固定資産税 こんなときは届け出を

固定資産税は毎年1月1日を基準日として課税されます。令和5年中に新増築が完了した建物については調査が必要です。職員が訪問しますので、ご都合の良い日時（休日を除く）をご連絡ください。取り壊し建物については「取り壊し届」をご提出いただくか、ご連絡ください。現地を確認後、取り壊した家屋の固定資産税は次年度から課税されなくなります。

問・申込 税務課資産税係

(☎内線 131～135)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は積立方式の確定拠出型年金で、支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象となります。

次の全ての要件を満たせば、加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事する方
- ②国民年金第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除

者を除く)

- ③20歳以上60歳未満の方
- 保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で選択でき、認定農業者など一定の要件を満たす担い手には保険料の国庫補助があります。

問 農業委員会事務局

(☎内線 268)

介護保険の税務申告に関するお知らせ

◆要介護認定に伴う障害者控除
確定申告をする本人または扶養家族が、要介護認定者（令和5年12月31日現在、要支援2以上）の場合、障害者控除に必要な「障害者控除対象者認定書」を市役所・総合事務所で発行します。

65歳未満でも、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方は、障害者控除の対象となる場合があります。

◆おむつ代の医療費控除

おむつ代は、次の①または②のどちらかがあれば、確定申告の際に医療費として申告できます。

- ①おむつ使用証明書
寝たきり状態であること、治療上おむつの使用が必要であること

あることの証明書。医療機関で発行できます。

②確認書

①に代わるもので、次の要件を全て満たす場合に市役所で発行します。

- ・おむつ代の医療費控除を受けられるのが2年目以降の方
- ・要介護認定を受けている方
- ・市が要介護認定の際に医療機関から受領する主治医意見書で、寝たきり状態にあること、尿失禁発生の可能性があることが確認できる方

【手続き方法】

各総合事務所、持ち物 介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証など）
問 介護保険課（☎内線 614）

土地貸借料年額算定基準の見直し

市の所有する土地を貸し出す際の貸付料算定時に用いる算定基準が、事業用、非事業用共に2・1%でしたが、令和6年4月1日から次のとおり変更になります。

- 利用目的 事業用
- 貸付財産種別 土地

算定基準

3・5%（1・4%の増加）
※非事業用については変更ありません。

なお、現在土地を貸し出している法人などに対しては、激変緩和措置として3年をかけて1・4%引き上げます。
（1年目0・5%増、2年目0・5%増、3年目0・4%増）
対象となる法人などには別途通知します。

問 資産経営課（☎内線 462）

シルバー人材センターの移転

シルバー人材センターの本所事務所（中津）をサンライフ内に移転します。

移転先 サンライフ内
旧ワーカーサポートセンター

移転予定日 12月18日(月)

問 シルバー人材センター

(☎ 66-8890)

担当課 高齢支援課（☎内線 604）

アンケートにご協力ください

広報なかつがわ・市ホームページに関するアンケートを行なっています。皆様のご意見をお待ちしています。

回答期限 12月31日(日)
問 広報広聴課（☎内線 315）



広告

有料広告

広告

有料広告